

台風12号に関する米子市との検証会議の開催結果について

平成23年11月28日
危機管理政策課

1 概要

本年9月に発生した台風12号では、県内12の市町が避難勧告及び避難指示を発出しました。今後の災害に向けてより効果的な防災体制の構築を図るため、関係者が一堂に会してこれらの状況を検証し対応策の検討を行った。

2 検証会議

- (1) 日 時：11月10日（木）午後1時30分～3時30分
- (2) 場 所：西部総合事務所
- (3) 出席者：米子市（総務部長、次長）、鳥取地方気象台、西部消防局（警防課長補佐）、米子警察署（警備課長）、県西部総合事務所（所長、県民局長、県土整備局長）、県土整備部（次長）、県危機管理局（局長、副局長）等
- (4) 検討項目
 - ① 避難勧告、避難指示等の発出について
 - ② 避難対策について
 - ③ 県からの連絡要員について 等
- (5) 結果

佐陀川周辺地域に発出された避難指示の対応状況等について具体的に検証し、次のとおり課題解決に取り組むこととした。

① 県の検討課題

- ア. 住民を守るためのハード対策（河川堤防の整備・点検）【県土整備部】
- イ. 河川の正確な状況を伝えるための手段の構築（河川の距離標、水位計の設置）【県土整備部】
- ウ. 情報共有を図る手段である連絡要員（県から市へ派遣）の役割や具体的な活動要領をとりまとめて関係者に示すこと【危機管理局】
- エ. 連絡要員が情報共有を図るために情報ツールの確保（衛星携帯電話等）【危機管理局】

② 市の検討課題

- ア. 避難勧告、避難指示の発出判断基準のより一層の具体化と防災関係機関（消防、警察等）からの情報の活用
- イ. 避難の範囲と避難先の具体化（県土整備部の協力の下）
- ウ. 避難指示を発出する場合の広報手段として地区の自主防災組織、民生委員、防災関係機関（消防、警察等）との協力体制づくり
- エ. 「土砂災害警戒情報」の活用により、適時に避難勧告等を発出すること【県からの要望】
- オ. 避難準備情報の発出により要援護者の早期避難を実現すること【県からの要望】

③ 県、市、防災関係機関（消防、警察等）で相互に検討すべき課題

- ア. 初動体制が大事であり、そのための関係機関の相互の情報連絡が重要
- イ. 県と市の間で、土木担当相互、防災担当相互でのコミュニケーションはあるが、今後土木担当と防災担当相互のコミュニケーションを図ること。

3 今後の予定

東部・中部においても検証会議を実施し、とりまとめを行っていく。

第4回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会の開催結果について

平成23年11月28日
危機対策・情報課

- 1 開催日時 平成23年11月17日（木）午後2時30分～3時10分
- 2 開催場所 鳥取県西部総合事務所福祉保健局大会議室
- 3 参集範囲 中国電力株式会社（広報・環境部門部長、鳥取支社長、島根原子力本部副本部長、電源事業本部専任部長、島根原子力本部広報部専任部長ほか）、米子市（総務部次長）、境港市（環境防災課長）、鳥取県（危機管理局長、西部総合事務所県民局長ほか）

4 あいさつ

- ・鳥取県危機管理局長
- ・中国電力株式会社広報・環境部門部長

5 議事

[提案内容と合意内容等]

【前回（10月11日）提案事項への回答等】

鳥取県、米子市、境港市の提案事項等	中国電力の回答
(1)計画等に対する事前了解 発電所の増設計画や新設計画、原子炉の解体、運転の開始、再開計画などについては、事前に鳥取県及び米子市・境港市の了解を得ること。	重要問題なので、慎重に検討を重ねております、本日は回答できない。今後、成案を得次第、本協議会で回答する。
(2)核燃料等の輸送計画に対する事前連絡 鳥取県及び米子市、境港市（両市の消防業務を実施する一部事務組合を含む。）に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡すること。 ⇒県として持ち帰り協議する。	情報提供についてはできる限り情報提供する。なお、核物質防護・テロ対策の上から、輸送ルート等一部の情報はできないものがある。
(3)発電所への立入調査 発電所周辺の安全を確保するため必要がある場合は、中国電力に対し報告を求め、又は鳥取県及び米子市・境港市の職員を発電所に立入調査させること。 立入調査を行う場合、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあるときは、鳥取県及び米子市・境港市は、住民の代表者を同行することができることとすること。 立入調査に協力すること。 ⇒県として持ち帰り協議する。	出雲市の「情報連絡協定」と同様に現地確認でお願いしたい。 ただし、鳥取県等には現地での説明もきちんと行わせていただくし、その際に意見（質問）や要求をいただくことになるので、それについても誠意を持って対応させていただく。（逆に中電側からお願いすることもある。） ※「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定（抜粋）」（現地確認） 第6条 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。 【出雲市の「情報連絡協定」には意見や要求への対応をする等の規定はない。】
(4)適切な措置の要求 立入調査の結果、特別な措置を講ずる必要がある場合、鳥取県及び米子市・境港市は中国電力に対して直接、又は国を通じ、適切な措置を講ずることを求める。 中国電力は、誠意をもって必要な措置を講じ、その結果を速やかに、鳥取県及び米子市・境港市に報告すること。	

⇒県として持ち帰り協議する。	
(5)防災対策について 鳥取県等を含めて原子力事業者としての防災業務を実施すること。	基本的に了解する。 国の防災指針等の見直しの動向も踏まえながら適切に対応させていただく。
(6)安全確保対策についての諸調査及び資料の提出要請に協力すること。	基本的に了解する。ただし、企業秘密（知的財産等）や個人情報などはマスキングをお願いする。
【前回合意事項の進展状況】 米子市、境港市へ平常時の連絡事項及び緊急情報を、「島根原子力本部」から直接情報提供することについて	現在体制を整備しており、でき次第運用する。

(危機管理局長)

回答を保留された項目もあるが、ただ単に拒否されるのではなく、このように対応するといった具体案を提案された中国電力の建設的な姿勢を評価したい。

引き続き鳥取県としては、当初の目標どおり年内の協定締結に向けて話し合いを継続していきたい。

【その他の協議結果】

[中国電力からの説明]

○島根原子力発電所の安全対策（10月11日以降の津波対策、耐震対策等）について

⇒3号機に係る津波対策の進捗状況（高台（海拔40m）に設置した緊急用発電機の試運転や防波壁（高さ15m）などの工事状況）について説明を受ける。

3 その他

次回開催は東部地区

島根原子力発電所に係る鳥取県防災体制協議会・出席者名簿〔11月17日〕

所属	職名	氏名	備考
中国電力株式会社	広報・環境部門 部長（広報）	高木 廣治	
	広報・環境部門 専任係長（環境・エネルギー広報担当）	隅井 陽子	
	電源事業本部 専任部長（原子力）	北野 立夫	
	島根原子力本部 副本部長	小原 章次	
	島根原子力本部 広報部 専任部長	富田 義雄	
	島根原子力本部 広報部 専任副長	牧野 誠	
	島根原子力本部 地域共生部部長	武田 成司	
	鳥取支社 支社長	森前 茂彦	
	鳥取支社 マネージャー（広報担当）	笠見 茂男	
	鳥取支社 副長（広報担当）	河崎 忠義	
米子市	鳥取支社 専任副長（広報担当）	西谷 正敏	
	総務部 次長兼防災安全課長	王島 茂	
境港市	総務部 防災安全課危機管理室長	大塚 亮	
	産業環境部 環境防災課長	松本 啓志	
鳥取県	危機管理局 局長	城平 守朗	
	江府町（町村代表） 副町長	宮本 正啓	欠席
	西部総合事務所 県民局長	中山 孝一	
	危機管理局 危機対策・情報課長	服部 清光	

第5回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会の開催結果について

平成23年11月28日
危機対策・情報課

- 1 開催日時 平成23年11月25日（金）午前10時30分～11時
2 開催場所 鳥取県庁災害対策本部室
3 参集範囲 中国電力株式会社（広報・環境部門部長、鳥取支社長、島根原子力本部副部長、電源事業本部専任部長、島根原子力本部広報部専任部長ほか）、米子市（総務部次長）、境港市（環境防災課長）、鳥取県（危機管理局長、江府町副町長ほか）

4 あいさつ

- ・鳥取県危機管理局長
- ・中国電力株式会社広報・環境部門部長

5 議事

【提案内容と合意内容等】

【前回（11月17日）回答保留された事項について】

鳥取県、米子市、境港市の提案事項等	中国電力の回答
(1)計画等に対する事前了解 発電所の増設計画や新設計画、原子炉の解体、運転の開始、再開計画などについては、事前に鳥取県及び米子市・境港市の了解を得ること。	<p>【文書回答】 島根原子力発電所の計画等に係る以下の項目については、鳥取県・米子市・境港市に対し報告することとし、協定に反映させていただく。</p> <p>①発電所の増設計画、冷却水の取水計画等 ②原子炉施設への重要な変更 ③原子炉の解体</p> <p>【口頭での補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none">・これらについては、実務者レベルで別途事案毎にそのタイミングや方法、場所、内容等について、その都度協議したい。・報告した際にいただいた意見については、誠意を持って対応する。・「新設」に係る協議は、今後計画もないし、別途の新協定を締結することになるので協定盛り込みは御容赦願いたい。・「運転の開始・再開」は島根県との協定にもない事項のため協定盛り込みは御容赦願いたい。

(米子市)

従来トラブル発生時には、翌日報告を受けていたが、今後は、運転再開時等に事前（プレス発表前）に報告（説明）いただくということでよいか。

(中国電力)

島根原子力本部からきちんと事前（プレス発表前等）に報告する。

(危機管理局長)

回答の文書に記載されていないので、報告に対する意見とそれへの対応について再確認したい。

(中国電力)

今回の回答部分のみならず協定の運用全般に係ることとして、相互に意見が言え、誠意を持った対応を行う旨を協定に規定したい。

(危機管理局長)

前回回答保留された事項について、鋭意ご検討いただき、1週間後の本日回答をされた中国電力の迅速な対応を評価したい。

本日の回答により鳥取県等からの提案事項について全ての回答が出そろった状況。県民の安心・安全の確保に向けて全体としてどう考えるのか、実務者レベルでは回答できない重要な問題があるので、それぞれ持ち帰り検討をさせていただきたい。

引き続き鳥取県としては、当初の目標どおり年内の協定締結に向けて協議を進めたいと考えており、本日の持ち帰り検討事項についてはできるだけ早く回答できるよう検討を進めたい。

3 その他

次回開催は東部地区

島根原子力発電所に係る鳥取県防災体制協議会・出席者名簿〔11月25日〕

所属	職名	氏名	備考
中国電力株式会社	広報・環境部門 部長（広報）	高木 廣治	
	広報・環境部門 副長（環境・エレガード広報担当）	隅井 陽子	
	電源事業本部 専任部長（原子力）	北野 立夫	
	島根原子力本部 副本部長	小原 章次	
	島根原子力本部 広報部 専任部長	富田 義雄	
	島根原子力本部 広報部 専任副長	牧野 誠	
	鳥取支社 支社長	森前 茂彦	
	鳥取支社 マネージャー（広報担当）	笠見 茂男	
	鳥取支社 副長（広報担当）	河崎 忠義	
米子市	総務部 部長	亀井 紀成	
	総務部 防災安全課危機管理室長	大塚 亮	
境港市	産業環境部 環境防災課長	松本 啓志	
鳥取県	危機管理局 局長	城平 守朗	
	江府町（町村代表） 副町長	宮本 正啓	
	西部総合事務所 県民局長	中山 孝一	欠席
	危機管理局 危機対策・情報課長	服部 清光	

「島根原子力発電所に異常が発生した場合の連絡遅延に係る申入れ」に
対する中国電力株式会社からの回答について

平成23年11月28日
危機対策・情報課

さる9月16日（金）、中国電力株式会社島根原子力本部長へ「島根原子力発電所に異常が発生した場合の連絡遅延に申入れ」を危機管理局長名で行ったことに対して、中国電力から次のとおり回答を受けました。

1 回答日時 10月31日（月） 午前10時から10時20分頃まで

2 場 所 県庁 危機管理局長室（第二庁舎3階）

3 出席者

（1）中国電力株式会社

鳥取支社 支社長 森前 茂彦（もりまえ しげひこ）氏
島根原子力本部 副本部長 小原 章次（おばら しょうじ）氏

（2）鳥取県

危機管理局長 城平 守朗（じょうひら もりあき）ほか

4 主な意見交換

〔中国電力の回答要旨〕

「異常時等における連絡」の範囲について、貴県と当社との認識が相違していたことに起因するものであったことから、今後より一層コミュニケーションを取りながら共通認識が持てるよう取り組んでいくこととし、次のとおり回答します。

1. 異常時等の迅速な連絡

周辺環境に影響の恐れがある事象が発生した場合等、「異常時等における連絡」に該当する事象が発生または確認した場合には、夜間、休日を問わず速やかに連絡一報します。

2. 異常時等の情報公開

島根原子力発電所において「異常時等における連絡」に該当する事象が発生または確認した場合は、迅速な連絡を行うとともに、報道機関等を通じて住民の皆さまの立場に立った分りやすい広報に努めます。

○城平危機管理局長

島根原子力発電所における「異常時等」については、鳥取県側では「周辺環境に影響を及ぼす恐れのある事象が発生した場合など」という中国電力との異常時等連絡の申し合わせに当たるかどうかの解釈により、運用をしてきた。

しかし、今回の事象により点検した結果、鳥取県側は、「中国電力と島根県等との安全協定における異常時」における連絡の範囲より、広く解釈（中国電力の公表基準による公表を含めた範囲）していることがわかった。

現在、中国電力とは安全協定の締結に向け協議中であるが、異常時（周辺環境に影響の恐れのある事象）の解釈について、今後具体的な内容について整理しながら島根県等との安全協定と同様の取扱いを行っていくことを検討していきたい。今後は是非第一報をお願いしたい。福島原発事故を踏まえて、住民はより一層の情報公開を求めている。

○小原副本部長

この度は島根県側へは、安全協定に基づき1日早く提供したが、今後はできるだけ時間差がなくなるよう検討していきたい。

5 経 過

○平成 23 年 9 月 13 日 (火) 18 時 30 分ごろ

中国電力社員が定期点検中の島根原子力発電所 1 号機の放射線管理区域に敷設している原子炉補機海水系のベント配管から海水が漏えいしていることを確認。

○平成 23 年 9 月 15 日 (木) 15 時 06 分ごろ

島根原子力本部から県へ、9 月 13 日から 14 日にかけて原子炉補機海水系のベント配管から海水が漏えいしていた旨の連絡があった。

○平成 23 年 9 月 16 日 (金)

城平危機管理局長から島根原子力本部長に対して、今後このようなことが再発しないよう連絡遅延のてん末及び再発防止策と併せて 10 月末日までに回答するよう次のとおり申し入れた。

- ・異常時等の迅速な連絡

周辺環境に影響のある事象が発生した場合等には、発生した事実について、休日夜間等の業務時間外においても速やかに第一報すること。

- ・異常時等の情報公開

異常時等には地域住民の視点に立って分かりやすい情報提供に努めること。

鳥取県原子力防災専門家会議の開催結果について

平成23年11月28日
危機対策・情報課

鳥取県の実施する原子力防災対策に関する指導、助言及び原子力事業所周辺の環境放射線の測定監視、測定結果の評価を目的とする専門家による会議を下記のとおり開催しました。

1. 日 時 平成23年10月25日(火) 14:00~17:00

2. 場 所 西部総合事務所福祉保健局 大会議室

3. 出席者 出席者名簿のとおり

4. 議題・報告事項及び審議結果

(1) 報告事項「福島原発事故の課題・教訓と鳥取県の対応について」

(2) 議題1 人形峠環境技術センター周辺の環境放射線測定結果に係る評価について・・・承認

議題2 島根原子力発電所周辺の環境放射線測定結果に係る評価について・・・・承認

議題3 モニタリングポスト設置候補地について

【まとめ】

- ・設置場所は、事務局案(①境港市、②米子市(市役所又は西部総合事務所)、③県庁、④大山町、⑤日野町(町役場又は日野総合事務所の5カ所)を承認。
- ・次順位以降の設置場所は、避難先、風の流れ(通り道)、島根県側のモニタリングポストの配置状況等を考慮して、琴浦町、南部町、日南町等の優先順位を検討されたい。最終的には地域の意見なども聞きながら県で判断をされたい。

5. 主な質疑応答

○委員

鳥取県と近接する島根県側の地域にモニタリングポストはあるのか?島根県と情報交換・共有して無駄のないポスト配置を。

●水・大気環境課長

UPZが広がった際、島根県は島根原発周辺に設置するかもしれないが、国2次補正分4台は益田市など県西部側に設置される。

●危機管理局長

中電は発電所敷地内、島根県は10km圏内にモニタリングポストがあり、方位で設置されているのは9基。UPZ30km圏内のモニタリング方針や整備財源等は国から方針が示されていないが、島根県も30km圏内での設置をある程度考慮されると思う。

○委員

住民の安心のため、人口密集地に置くことは意味がある。SPEEDI情報のない県によっては独自に拡散予測をやっているところもあるが、鳥取県ではSPEED拡散予測を念頭に場所を決めたのか?

●危機管理局長

従前の例によれば、UPZ内にはモニタリングステーションの設置やSPEEDI活用が出来るようになると考えている。今回は気象データが取れないモニタリングポストの設置であり、事前に伺った際に、アメダスポートの近くで気象条件と比較できる場所がよいなどのご意見をいただいた。

○委員

福島原発の事例では放射能プルームは広範囲に速い速度で広がった。広がりは季節により異なる。季節による風の変動はどうなっているか?

●水・大気環境課長

測定局のデータでは、米子市では北東と南の風が多いなど。

○各委員

北西の風には配慮があるが南西の風ではなく、次の候補地としては琴浦町になるのではないか。
福島では、風が通り抜けやすい地域が高線量となっている。鉄道や道路があるところはそのような地形という感覚がある。方角的には日南側は山が正面にブロックしてくれるのかなと思う。

○会長

本会議としては、事務局提案の5箇所で決定してよろしいでしょうか。 ⇒委員全員異議なし

●水・大気環境課長

次の設置場所について、最も優先順位の高い境港市の分は木地山局と同様な設備が設置できたとすれば、次の設置場所として、南部町、日南町、伯耆町についてご助言いただきたい。

○会長

決定的なもので最終結論を出すのは難しい。個々に聞いていただいてもかまわないが、県側で最終的な判断を。地域の方からのご意見も十分に反映させるようにお願いしたい。

※平成23年11月18日(金)、西部町村会が主催した鳥取県西部町村原子力防災検討会議において、西部7町村長ほか役場関係者(16名)にモニタリングポストの設置場所等について説明を行った。

【出席者名簿】

	所属・役職	氏名	専門分野
委員	広島大学大学院工学部工学研究科 教授	静間 清	環境放射能
	京都大学原子炉実験所 准教授	藤川 陽子	放射能環境動態
	福山大学工学部情報工学科 教授	占部 逸正	放射線計測・放射線防護
	広島大学緊急被ばく医療推進センター センター長	神谷 研二	緊急被ばく医療
	鳥取大学医学部附属病院放射線部 准教授	小谷 和彦	放射線治療、放射線物理
	(独)放射線医学総合研究所 特別上席研究員	山田 裕司	線量評価
	京都大学原子炉実験所 教授	宇根崎 博信	原子炉工学・原子炉物理学

行政関係機関

所属	役職	氏名
三朝町総務課危機管理室	主事	岩井 孝太
米子市防災安全課	次長兼課長	王島 茂
境港市環境防災課	環境防災課長	松本 啓志
鳥取中部ふるさと広域連合消防局警防課	警防課長	鴨川 誠
鳥取県西部広域行政管理組合消防局警防課	次長兼警防課長	加藤 雅夫
鳥取県生活環境部 水・大気環境課	課長	広田 一恭
鳥取県福祉保健部 医療政策課	課長補佐	笠見 孝徳
鳥取県中部総合事務所生活環境局	課長	土井 博文
鳥取県西部総合事務所生活環境局	副局長	金涌 孝則
鳥取県危機管理局長	局長	城平 守朗
鳥取県危機管理局危機対策・情報課	課長	服部 清光

第2回島根原子力発電所住民避難計画策定ワーキンググループ会議等の開催結果について

平成23年11月28日
危機対策・情報課

1 第2回ワーキンググループ会議

(1) 日 時 平成23年11月11日(金) 10:30~12:00

(2) 参集範囲 県庁内各部局主管課担当課長補佐・西部総合事務所県民局・米子市・境港市

(3) 会議内容

避難計画草案(たたき台:危機管理局所管部分を中心に記載したもの)を提示し、各部局及び米子市・境港市の所管部分について主体的に修正・加筆・追加・充実するよう依頼

2 市町村関係課長及び防災関係機関との意見交換会

(1) 日 時 平成23年11月11日(金) 13:30~15:00

(2) 参集範囲 県内各市町村(米子市・境港市含む。)担当課、防災関係機関(消防、自衛隊、海上保安庁、気象庁、国土交通省)担当者

(3) 会議内容

- ・避難者受入れの協力依頼 → 基本的に了解
- ・避難実施時における市町村保有マイクロバス、市町村職員動員の依頼
- ・避難計画草案に対する意見募集
- ・避難元・避難先のマッチング計画の策定依頼
- ・災害時要援護者の避難マッチング計画の策定依頼

3 全体のスケジュール

(1) 平成23年12月 市町村へ避難計画草案への意見照会(12月9日期限)結果取りまとめ

(2) 平成23年12月 シミュレーション訓練

平成24年 1月 第3回ワーキンググループ・防災関係機関実務者会議等の開催

2月 第2回プロジェクトチーム開催

3月 住民避難計画(暫定)の完成・公表

(参考) 4月28日 第1回プロジェクトチーム会議を開催済

8月 6日 第1回ワーキンググループ会議を開催済

4 避難計画の概要

避難計画のコンセプト

(1) 計画の概要

中国電力株式会社島根原子力発電所の事故において、福島第1原発と同様に30km圏内(※原子力安全委員会防災指針検討WGの提案するUPZも圏内の住民が圏外に避難しなければならないことを想定した実効性のある住民避難計画(暫定)を策定する。なお、津波対策検討委員会で検討中の新たな津波被害想定との整合を図る。

(2) 計画の避難対象者

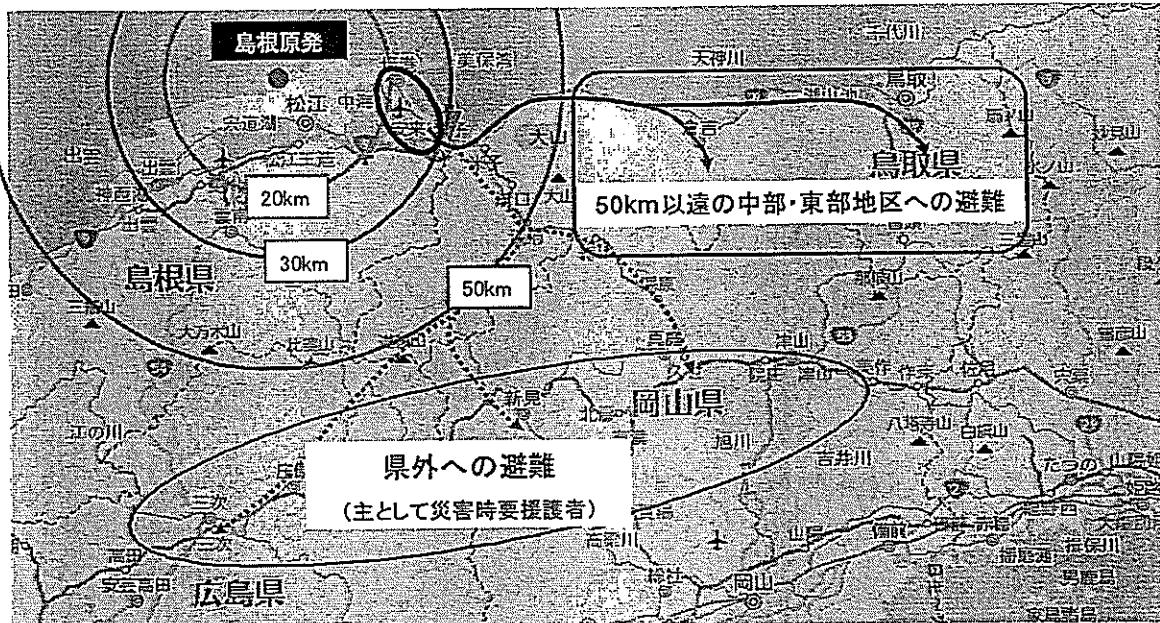
- ・島根原子力発電所から半径30km圏内の住民
- ・同圏内の事業所の勤務者、学校の通学者、病院の入院者等
- ・同圏内を通過中の旅行者、観光客等、その他区域内にいる者で避難を要する者

(3) 避難実施方針

- ① 県内避難を基本とするが、災害時要援護者については、県外避難も考慮する。
- ② 避難先は島根原子力発電所から50km以遠の市町村とする。
また、30~50kmの圏域が含まれる市町村はその全域を避難先としない。
→ 避難先は県の中・東部地域

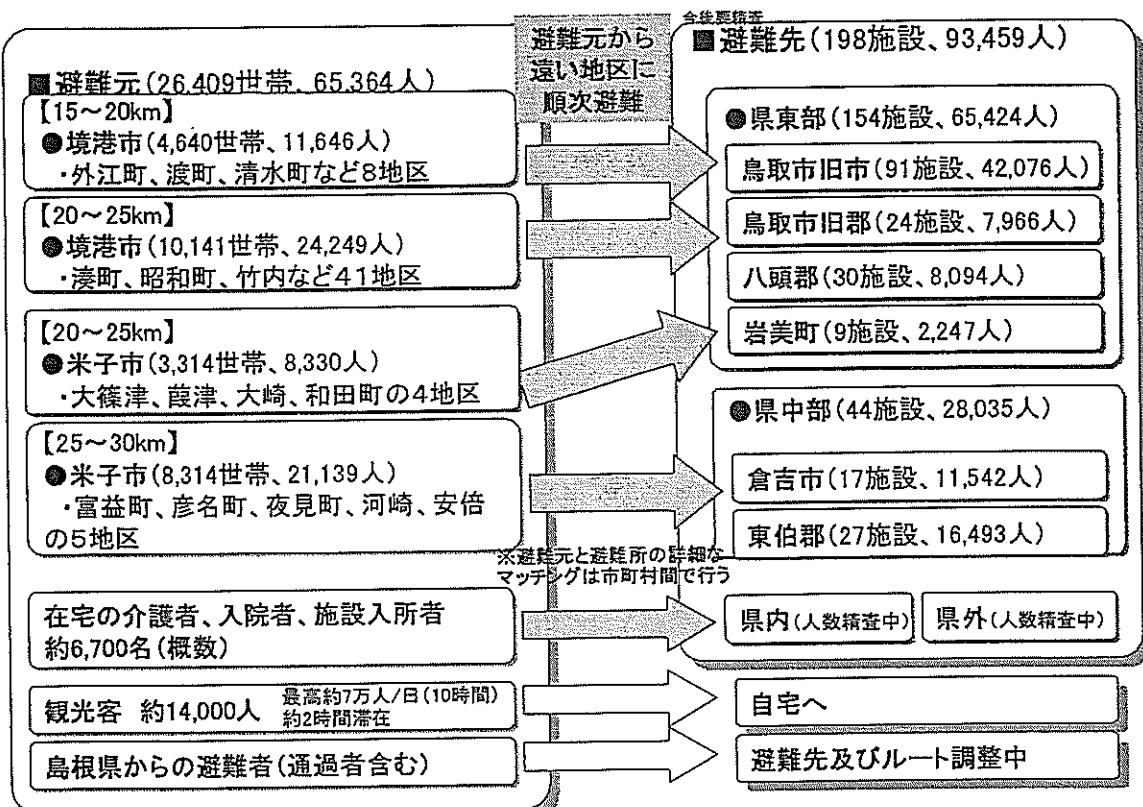
【避難の全体イメージ】

- 県内避難を基本とするも、県外避難も想定(移動手段、ルートを勘案)
- 県内避難は島根原発から50km以遠の県中部・東部へ避難
- 災害時要援護者の避難は、県内では避難先が不足するので、県外に求める。



【避難元・避難先の案】

※収容人数は国民保健避難施設のうち屋内施設の面積÷3m²で算出



- ① 原発から50km以遠の地域において、二次避難を避けるため、避難元から遠い地区に避難先を順次設定
- ② コミュニティの確保に留意し、なるべく市民が同じ地域内となるよう設定
- ③ 境港市民は、境港市役所の移転先と同じ地域となるよう最大限考慮

第2回・3回鳥取方式の地域消防防災体制検討委員会の開催結果について

平成23年11月28日
消防防災課

過疎・高齢化・核家族化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、地域の実情に即した地域消防防災体制のあり方をモデル的に調査研究し、鳥取方式の自主防災組織、消防団等の体制整備の方向性を検討するため、次のとおり「第2回及び第3回鳥取方式の地域消防防災体制検討事業検討委員会」を開催した。

1 開催日時 第2回 10月17日（月） 午後3時30分から5時30分まで
第3回 11月24日（木） 午後4時00分から5時30分まで

2 開催場所 第2回 米子コンベンションセンター（第8会議室）
第3回 県庁災害対策本部室

3 議事

モデル市町の現地調査の実施に基づく調査結果をふまえ、2回にわたり次の項目についての検討を行った。

- (1) 地域消防防災体制の現状評価
- (2) 将来予測手法

4 委員会の構成

- (1) 会長：放送大学鳥取学習センター所長 西田良平 氏
- (2) 委員構成：学識経験者4人、西部消防局職員1人、モデル市町村職員5人、
消防団代表者2人、自主防災組織代表者3人 計15名
（委員名簿 別紙のとおり）
- (3) その他：第2回検討委員会から、女性委員（江府町女性消防隊長）を追加任命

5 第2回及び第3回委員会の概要

現状の課題を認識し将来予測（対策）につなげるため、現状分析（評価を含む）及び将来予測の手法について、2回にわたり意見交換を行った。

(1) 現状分析

現状評価の視点及び評価要素をふまえた現状評価について、モデル市町村の町丁目ごとに行い、地域防災活動、消防防災体制の課題について各委員から意見を頂いた。なお、現状評価結果と地域の実態との相違等について、更に整理するためモデル市町に対し確認していただくこととしたところ。

・現状評価の視点

モデル5市町の聞き取り調査結果をふまえ、消防団、自主防災組織の活動について、
消火・水防・救助・遭難者搜索・避難支援の5区分で評価を実施。

・評価要素

評価要素を、ヒト（年齢・性別）、モノ（資機材・消防水利）、組織（組織化・訓練）
による災害対応能力と、想定被災規模（災害に対する脆弱性）による地域特性を評価
要素とした。

(2) 将来予測

現状評価について、モデル市町の10年後程度の社会構造（人口動態、組織の継続性など）、市町村の総合計画をふまえながら将来予測を行うこととし、地域内の企業や関係機関についても考慮しながら予測することとした。

【参考】

◆鳥取方式の地域消防防災体制検討事業の進め方

県内モデル市町（5市町）を対象に、今後の地域消防防災体制の方向性について調査研究調査委託）し、モデル地域に適した地域消防防災体制を検討する。

<モデル市町> 米子市、境港市、日南町、日野町、江府町

<調査委託先> 日本ミクニヤ株式会社

<調査の進め方>

○現状分析

地域の特性・体制に関する資料収集・整理、現状の分析・評価

○将来予測

10年程度後の地域社会の状況や、現状で推移した場合の自主防災組織、消防団等の将来の姿を予測し課題を整理

○対策検討

地域に適した消防防災体制のあり方を検討し、その方向性を踏まえて、実行ある体制の整備方策を整理

○県内への展開

調査研究成果をもとに、県内他市町村への展開方法を検討

◆第1回検討委員会での主な意見

評価の単位

各市町の町丁目を基本に、消防団、自主防災組織の結成範囲をオーバーレイして検討。

ただし、将来予測では、人口減少を鑑み、見直すなど柔軟な対応が必要。

評価方針

消火（日常火災における初期消火）、水防（台風・豪雨時における水防活動）、避難（洪水、土砂災害、津波による避難支援）、遭難（洪水等災害による行方不明者捜索）、救助（地震動による倒壊家屋からの救出）の5つの活動に対してシナリオ型で検討。

ただし、どのような状況を想定するかによって活動が大きく異なるため考慮が必要。

昼夜間の人口動態も考慮すべき。

被害想定

災害の規模、ハザードの種類によって災害様相が大きく異なるため考慮が必要。

その他

災害時の孤立集落についての対応（防災資源の配分など）も検討が必要。

要援護者の避難方法と消防団・自主防災組織の役割の検討が必要。

町づくり協議会、消防防災組織、消防団とのかかわりの整理が必要。

鳥取方式の地域消防防災体制検討委員会委員名簿

委員構成	所属	職名	氏名	備考
学識経験者(県内)	放送大学鳥取学習センター	所長	西田 良平	委員長
	鳥取大学大学院工学研究科	教授	松原 雄平	
	鳥取大学地域学部地域政策学科	教授	藤井 正	
学識経験者(県外)	関西学院大学総合政策学部	教授	室崎 益輝	
消防局の職員	鳥取県西部広域行政管理組合消防局	次長兼警防課長	加藤 雅夫	
モデル市町の職員	米子市総務部	次長	王島 茂	
	日野町総務課	課長	山形 克彦	
	境港市環境防災課	課長	松本 啓志	
	日南町総務課	防災監	木下 順久	
	江府町総務課	課長	影山 久志	
消防団代表者	境港市消防団	団長	船木 伸一	
	日野町消防団	副団長	後藤 一則	
自主防災組織代表者	米子市義方町自主防災会	会長	杵築 俊朗	
	日南町阿昆縁むらづくり協議会	福祉防災対策部長	石倉 敏広	
	江府町女性消防隊	隊長	宮本 師子	
オブザーバー	西部総合事務所県民局	主幹	片寄 佳人	
	日野総合事務所県民局	主幹	木村 初男	
	企画部地域づくり支援局中山間振興・定住促進課	課長	米山 肇	
	福祉保健部長寿社会課地域支え愛推進室	室長	金湧 文男	
	県土整備部治山砂防課	企画調査係長	澤 邦洋	
事務局	鳥取県危機管理局	局長	城平 守朗	
	鳥取県危機管理局消防防災課	課長	杉本 新二	
		副主幹	大塚 尚生	
		主事	大庭 唯子	